平成２９年１月大木町農業委員会
総会議事録

１．開催日時　　平成２９年１月１０日（火）午前９時２５分から午前１０時１５分

２．開催場所　　大木町役場　３階　第１会議室

３．総会構成人員現在総数　　１５名

４．出席委員　（１５名）

１番　　小畠　裕司
２番　　熊丸　　渡
３番　　田中　博己
５番　　荒巻　利三
６番　　野口　俊夫
７番　　松永　一完
８番　　眞崎　萬次
９番　　池田　久生
１０番　　久良木勝昌
１１番　　真辺　恵子
１２番　　松永　靜義
１３番　　古賀　良隆
１４番　　池田　英昭
１５番　　野口　壽格
１６番　　水落　　愃　　（会長）

５．欠席委員　（０名）

６．農業委員会事務局職員

事務局長　北島　克彦
係長　　古賀　利治
書記　　石川　　剛

７．議事内容

１．議事
１）農地法第１８条第６項の規定による通知について
２）農地法第３条の許可申請について
３）農地法第５条第１項の許可申請について
４）大木町農用地利用集積計画の決定について

８．会議の概要

議　長	みなさん、改めましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。 大木町農業委員会会議規則第６条の規定により、委員の全員が出席されておりますので、本日の総会が成立していることを報告いたします。 では、ただいまより、１月の農業委員会総会を開催いたします。 携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードへの設定をお願いいたします。 本日の議事録署名人を、３番委員の田中委員、５番委員の荒巻委員にお願いいたします。 議案第１号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。 通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いいたします。
各委員	（　全員意見なし　）
議　長	意見もないようですので、質疑を終わります。 議案第１号の通知を終わります。 次に、議案第２号「農地法第３条の許可申請について」を議題といたします。整理番号１番を議題とします。事務局、朗読説明をお願いします。
事務局	（　朗読説明「省略」　） 農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。 地元委員の池田英昭委員の意見をお願いいたします。
池田英昭委員	ただ今、事務局から説明があった通りで、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
議　長	地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。 皆さんの意見をお願いします。
各委員	（　全員意見なし　）
議　長	意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。 整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
次に整理番号２番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明　）
農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の松永静義委員の意見をお願いします。

松永静義委員　　本件につきましては事務局の説明の通りでございまして、去る12月5日に自宅の方に本人さんがお見えになりまして、今回小作地の開放の件で所有権移転をしたいということで来られました。現地に行って確認したところ、畦畔もなく一体的に利用されているということで、この所有権移転については別に問題ないと思っております。よろしくお願いします。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりであります。質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号２番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号２番を承認することに決定いたします。
次に、議案第３号「農地法第５条第１項の許可申請について」を議題といたします。
整理番号１番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）
こちらの農地につきましては、大溝駅から５００メートル以内ということで第２種農地になります。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の田中委員の意見をお願いいたします。

田中委員　　先週６日に荒巻委員並びに事務局と現地調査に行ってまいりました。事務局の説明のとおり問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議　長　　つづいて、地元委員の小畠委員の意見をお願いします。

小畠委員　　先月１０日ぐらいにご本人さんがお見えになって説明をお聞きしました。事務局並びに現地調査委員さんの説明のとおり何ら問題はないと思います。どうぞよろしくお願いします。

議　長　　現地調査並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

松永委員　　図の１の２ですが、５０番１から北の方に細く延びた部分がありますが、これは何ですか。

事務局　　これはちょっと経緯は分からないのですが、たぶん分筆をされる際に残っている部分ということになると思います。土地自体は細い部分が北側に延びており、一筆すべて転用されるということで、実際現地にもブロックが積んでありまして、両方細く溝のような形で土地自体が残っている状況でした。

小畠委員　　補足説明いたします。４６番１が譲渡人の田んぼでありまして、５０番２、５０番４、５０番５を売却された際に排水経路を残すためにこの細い部分が残っているということでございます。

議　長　　他にご意見ございませんか。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
次に整理番号２番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）
こちらの農地につきましても、大溝駅から５００メートル以内ということで第２種農地になります。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の田中委員の意見をお願いいたします。

田中委員　　前件と同じく現地調査に行ってまいりました。事務局の説明の通り、前件と似たような状況で何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議　長　　つづいて、地元委員の小畠委員の意見をお願いします。

小畠委員　　先月３０日に申請人２人そろってお見えになって説明を受けました。先ほど事務局が説明したとおり、建設水道課と歩道や排水の関係等すべて協議済みということで何ら問題ないと思います。どうぞよろしくお願いします。

議　長　　現地調査並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号２番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号２番を承認することに決定いたします。
次に、議案第４号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　この件につきましては、本日承認をいただきましたら、１月１３日に公告をする予定でございます。
（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

眞崎委員　　農地中間管理事業というのは耕作権を預けるわけですよね。その場合、農地取得の時の下限面積ですが、農地中間管理機構に預けたがそれでも農地を取得したいという場合には、下限面積の状況はどのようになるのでしょうか。

事務局　　下限面積のことについて質問がありましたけども、農地中間管理機構を通じて田んぼを預けた場合は、もちろん耕作面積が減りますので、たとえば農地を買いたいとなった場合については、農地中間管理機構に預けている農地を解約して一旦戻して農地を買っていただくことになると思います。下限面積は農地法で決まっておりますので、そのような形でしか買うことができないのではないかと思います。

眞崎委員　　手続きとしては一旦返すということですが、解約の手続きは難しくないのですか。

事務局　　農地中間管理機構を通じて貸した場合の解約についてですが、通常でしたら農業委員会に解約の書類を出せば解約できますが、農地中間管理機構の場合は、所有者から農地中間管理機構が借り受けて法人に貸出しますので、法人と農地中間管理機構との間の解約、それから農地中間管理機構と所有者との間の解約を一緒に提出しなければなりません。解約には農地中間管理機構との書類のやり取り等が必要となりますので、早くても３週間

程度手続きに時間がかかります。

眞崎委員　農地中間管理機構に預けていても、解約の申請をすれば農地を返してもらえるということですが、農地を取得後また農地中間管理機構に預けなければならないのでしょうか。

事務局　一旦農地を購入するために解約をして、購入後に農地中間管理機構に預けなければならないかという点ですが、購入者が地域の法人の構成員であるならば、もちろん再度法人に貸すということになるかと思いますが、先ほどお話したとおり農地中間管理機構に預ける場合は公募期間が５月と１１月の年２回になっておりますので、その期間に貸し手と借り手双方から申請をしていただくということになります。ちょっと手続きに時間がかかるという点がありますが、法人に貸す場合は手続きが必要になります。

事務局　解約の手続きについてはできないことはないのですが、これまで農地中間管理機構に預けていただいた農地については、個々人の部分で経営転換協力金等の交付金をもらっていらっしゃいますので、そこについては慎重に取り扱っていただきたいと思います。

田中委員　契約期間というのがありますよね、１０年契約とかですね。一旦解約すると協力金等はどのようになりますか。

事務局　先ほどの回答の繰り返しになりますが、農地中間管理機構はあくまでも耕作権を貸借するという形の中で、もちろん解約というのは手続き上できるのですが、先ほど申し上げましたけども個々人で経営転換協力金などを受領されていらっしゃいますので、その部分をどのようにするのか。お金を返してまでも解約するのかという部分については事前にお話させていただいております。

池田英昭委員　離農するための交付金をもらっている場合は全部戻さないといけないのですか。

事務局　再三の繰り返しになりますが、個々人でもらっている分については１０年単位で中間管理機構を通じて貸出すというのが前提で、自留地としては１反未満しか残すことができないというのが原則なんです。１０年未満で解約するということは当然返さなければならないということで、そこを最初に当事者の方とお話をしたうえで、本当に解約するんですかということを確認させていただいております。

松永一完委員　農地法第３条で農地を購入した場合は、３年間ぐらいは自分で耕作しなければならないというのがあるかと思いますが、すぐに貸付けても大丈夫なのでしょうか。

事務局　　一応３年間というのはあくまでも農業委員会で今まで３条で所有権移転する場合は、当然３年３作ぐらいは作っていただかないといけないですよという任意の誓約書ということですので、法的には期間というのは特段定められてはおりません。

議　長　　ほかにございませんか。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
議案第４号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、議案第４号を承認することに決定いたします。
以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。